

牛込仲之小学校「学校いじめ基本方針」

学校基本方針の目標

子どもたちが心身ともに安全で安心して通える学校

★健全育成を目標に「いじめ」「不登校」など、未然防止の取り組みに重点を置く。

※具体的な手立て

1 未然防止の取組み

①、「わかる授業」を心がける。

⇒学力に対する自信のなさや不安をなくし、授業場面で活躍できることで意欲を持たせる。

※授業の改善

②、一定の規律ある授業態度の育成（集団の一員としての自覚や自信を育む。）

⇒規範意識を育むための重要な機会と捉える。ただし「引き締め」が目的ではなく、互いにきまりを守ることの大切さ、心地よさを育む機会として捉える。例えば話の聞き方、発言の仕方などに一定の規律を持たせることは、日々の授業の中で、当たり前に発言したり聴いたりする姿勢となり、個々の不安や不満等を減少させる。またコミュニケーション能力を育むための基礎的な力となる。

※授業形態の改善

※互いの授業の検証（研究授業など）

③、自己有用感を獲得させる。

⇒学校生活全体（学習、縦割り班活動、特別活動、行事等）の場を通じ、友人関係、集団作り、社会性を育むと共に、自分が「役に立っている」「認められている」といった自己有用感を獲得させる機会とする。

※道徳（思いやり、親切、命の大切さ）、道徳地区公開講座

④、「いじめ」についての理解を深める。

「(ふざけっこなどの) やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」等のしつこい行為が「いじめ」に発展していくことを認識し、①②③をもとに自己コントロール力を育む。

※教員・・ 生活指導全体会・研修会、職員会議（定例会議）等

※児童・・ 全校朝会校長講話、児童アンケート、学級指導（6, 11, 2月）

※保護者、地域・・ 保護者会、個人面談

2 早期発見の取組み

【情報の収集】

①日ごろの児童の様子を知ることで、変化に気付く。

⇒朝の出席点呼、遊びや言動、ふざけっこ等、気になる変化に気付いた時はメモ（5W1H等）をしておく。

⇒養護教諭や、専科、S.C、担任以外からの情報等。

※家庭での様子（保護者のかかわり方や家庭環境を知っておく）

②周囲の児童からの情報（重要）

⇒「告げ口」「チクリ」意識の転換⇒卑怯なこと、恥ずかしいことではない⇒命を守るために必要なこと。（例、不審者を見かけたときと同じ）⇒勇気を持って行動する⇒意識の転換は、いじめられている児童にとっても精神的な成長になり、自分から発信する力になるはず。「何もしない」「周囲であおる」などは加わっていることと同じだという認識を持たせる。

※全校朝会校長講話（6, 11, 2月）、学級指導（6, 11, 2月）

③保護者からの情報

⇒連絡帳など

④ふれあい月間での取り組みから

⇒アンケート調査からの情報への対応を、聞き取りを中心に丁寧に行う。

※6, 11, 2月アンケートと調査。

⑤地域（公園、登下校中、他団体等）からの情報収集。

⇒地域からの情報対応

⇒民生児童委員などとの連携を行う。※民生児童委員連絡会（夏季休業前）他

【情報の共有】と【初期対応】（学校サポートチーム）

⇒情報を得たら、できるだけ早く共有し対応を考える体制を作る。（管理職、サポートチーム）

⇒対応が後手にならないように、迅速な情報の共有を怠らないようとする。

些細な情報も放置したり、問題でないと判断したりすることがないようにする。

⇒教職員間での情報の共有

⇒組織体制で対応する。学校サポートチームを校長が判断しその都度構成する。

※隨時

※さらなる情報収集。

3 対処について 学校サポートチームの役目

- ①学校サポートチームは「いじめ」として対応すべきかを含め、対処の進め方を判断する。
 - ※「重大な事態」（身体や財産に重大な被害が生じる恐れ）と判断された時は学校の設置者の指示に従って必要な対応を行う。
 - ※全教職員への連絡や報告の判断をする。

- ②情報整理と事実の確認⇒指導の方針
 - ⇒「いじめられた児童」からの聞き取りとケア、「いじめた児童」からの聞き取りと指導
 - ※周囲の児童からの情報を得る。
 - ※「いじめられた児童」から事実を確認する。
 - ※「いじめた児童」へは事実をもとに、悪かった点に気付かせる⇒納得させる⇒謝罪の気持ちを持たせる⇒謝罪 の流れで指導を行う。

- ③保護者との連絡を判断する。
 - ⇒どの時点で保護者と連絡を取るのかを判断する。

- ④問題点の解消まで組織として責任を持つ。
 - ⇒見守りと共に、問題の再発を防ぐ教育活動を継続する。

- ⑤その他
 - 評価について
 - ※学校評価に各学校共通項目を置く。
 - ※項目1 「未然防止の取組み」については、6月 11月 2月の職員会議でその取り組みについて確認する。
 - ※項目2 「早期発見の取組み」については職員会議で確認する。
 - ※項目3 「対処について」は隨時、学校サポート会議で判断された方針に沿って行う。